

<参考：「外国人研修・技能実習生」に対する人権侵害最近の関する新聞記事>

<http://mainichi.jp/photo/news/20090126mog00m040017000c.html>

ビームス：中国人研修生“蟹工船” 愛媛のアパレル工場、人気ブランドの「影」 (1/2 ページ)

◇働く者の受難、どこまで

東京・原宿などを中心に国内外に約 95 店舗を展開する人気ブティック「ビームス」（設楽洋社長、東京）の洋服を作っている愛媛県内の縫製工場が、外国人研修生・実習生として働いていた複数の中国人女性に違法な低賃金労働をさせていたとして昨年、処分を受けた。工場の経営者や帰国した研修生らに話を聞くと、年末年始もなく明け方まで過酷な労働を強いられる「平成の蟹工船」が、ファッション業界を支える実態が見えてきた。【後藤直義、写真も】

◇パンかじり、明け方までミシン

ビームス社は 76 年、東京・原宿で創業。輸入品と自社オリジナルの洋服を並べる「セレクトショップ」の先駆けで、同社ホームページによると、グループ 2 社の年商は計 670 億円（08 年 2 月決算）。縫製工場の経営者によると、工場は 00 年ごろ、大阪市の業者を通して同社の洋服作りを委託された。

しかし、慢性的な人手不足で、05 年から外国人研修・実習制度を使い中国人女性 9 人を採用。少なくとも年間数千着を超えるという同社を含む、複数の若者向け人気ブランドの洋服作りを続けた。

アパレル業界では売れ筋の商品を「生もの」と呼び、1 週間など短納期で商品を発注する。中国人女性について「正直、ベテランの日本人よりずっといい働きだった」と話す経営者も納期を守るため、繁忙期には彼女たちと一緒に月 200 時間を超える残業をこなした。

「インスタントラーメンやパンを食べながら、明け方までミシンを掛けた」。任新艶さん（26）は中国・青島から 05 年 10 月に来日し、この工場に働いた。残業代は時給 200～480 円で、大みそかや正月も仕事に明け暮れた。既に帰国しているが、日本に滞在中の 2 年半で体重が 10 キロ減り、3 回も入退院を繰り返した。

<http://mainichi.jp/photo/news/20090126mog00m040017000c2.html>

ビームス：中国人研修生“蟹工船” 愛媛のアパレル工場、人気ブランドの「影」 (2/2 ページ)

◇労基署勧告

工場経営者は昨年 6 月、八幡浜労基署から労基法違反（賃金未払い）に当たるとして、中国人女性ら 9 人に約 800 万円の未払い賃金を支払うよう勧告を受けた。その後、高松入管からも研修生らの受入れ停止を命じられ、生産がストップ。現在も働き手のいない状況は続いており、経営者は「給料は安く、日本人の若者は来ない」と話す。

JITCO（国際研修協力機構）によると、国内では 3 万人以上の外国人研修生、実習生が婦人服や子ども服、紳士服の製造に従事（08 年 3 月末時点）。入管が受入れ企業の不正行為と認定した 404 件（07 年）のうち、繊維・被服関係が全業種で最も多い 170 件を占める。こうした実態に詳しい愛媛県内の関係者は「地方の零細業者が研修生らを使って下支えする構造は一緒」と指摘する。

一方、ビームス社の金田英治・広報部長は、同社の洋服は中間業者や商社を通じて、四国地方の他、岡山、岐阜、新潟などの工場に委託していると説明。毎日新聞の取材を受けて処分の事実関係は確認したが、金田部長は「過酷な外国人労働があるとは知らなかった」と話している。

（毎日新聞 2009 年 1 月 26 日）

<http://mainichi.jp/seibu/shakai/news/20090213ddp041040024000c.html>

ゆがんだ外国人研修：地方からの報告 中国女性 6 人、SOS—大分・由布縫製会社

◇18 時間働いて食事は 10 分—大分・由布縫製会社「強制してない」

◇親類に手紙で窮状

大分県由布市の縫製会社で働いていた中国人研修・実習生の女性 6 人が、1 日 10 時間以上の時間外労働を強いられていたと主張していることが分かった。縫製会社側は「強制はしていない」としているが、時間外が 1 カ月で 270 時間に上った月もあった。研修生の 1 人が福岡県内の親類に、手紙で窮状を訴えたのをきっかけに、今年 1 月末、北九州市の支援団体に保護された。研修生らは「早く家族に会いたい」と話している。

08 年 9 月、福岡県の中国語講師の女性に親類の研修生から手紙が届いた。「初日から『荷物を置いたら仕事しろ』と怒鳴られました。(来日後) 9 カ月が過ぎましたが、午前 0 時前に眠れる日はほぼありません。後悔はここに来てしまったこと。残り 2 年間耐えられるか不安です」などと記されていた。

女性は気にかかり深夜、工場に電話した。「朝 8 時から午前 2~4 時まで働いている」「食事時間は 10 分間ほどしか許されない」。この研修生はせきを切ったように訴えた。

手紙と電話のやりとりを重ねた末、11 月下旬、工場を抜け出した 3 人の研修生と対面した。残業代は月 1 万~3 万円ほどで、慢性的な頭痛や睡眠不足などに悩まされていたという。こっそりと忍ばせたクッキーをかじり空腹を紛らわせるなど、窮状は想像以上だった。

12 月末にいつも通り深夜に電話すると怒鳴り声が聞こえ、突然切れた。連絡が途絶えていたが 1 月 26 日午後、「助けて」と近くの公衆電話から“SOS”があった。

女性は北九州市の支援団体「外国人研修生権利ネットワーク北九州」に連絡。翌 27 日、約 10 人で工場に行き、親類ら山東省出身の 6 人を保護した。

ネットワークによると、6 人は 20~30 代。北九州市の労働組合「ユニオン北九州」に加入し、会社側と団体交渉を始めた。会社側は一人月 4 万円徴収していた強制貯金(総額 348 万円)を返還したが、未払い賃金の支払いなどは未解決だ。縫製会社の社長は交渉の中で「本人の意思で残業は強制ではない」と釈明していたという。

縫製会社側は毎日新聞の再三にわたる取材依頼に対し「社長が不在で対応できない」としている。

(毎日新聞 2009 年 2 月 13 日 西部朝刊)

<http://mainichi.jp/select/jiken/news/20090120k0000m040042000c.html>

違法残業：中国人研修生 6 人が車部品業者を提訴 広島

国の外国人研修制度で来日した 23~33 歳の中国女性 6 人が 19 日、違法な残業を強いられたり一方的に実習期間を終了させられたなどとして、広島県庄原市の自動車部品販売業「庄原電装」などに 1 人約 300 万円の未払い残業代や慰謝料の支払いなどを求め、広島地裁に提訴した。

訴状によると、6 人は 06 年 8 月、中国・江蘇省から研修生として庄原電装に入り、翌 9 月から同市の別の半導体製造業者に派遣された。研修生の残業は禁じられているが、07 年 8 月まで時給 400 円で約 700 時間の残業をさせられ、今も 1 人あたり約 30 万円が未払い。実習生として働いていた昨年 11 月には、受注減を理由に一方的に実習中止を告げられたと主張している。

庄原電装は「コメントできない」としている。【矢追健介】

(毎日新聞 2009 年 1 月 19 日)

<http://mainichi.jp/select/seiji/news/20090222k0000m040122000c.html>

外国人研修：「団体監理型」方式の廃止を…弁護士ら意見書

外国人研修・技能実習制度を巡る不当労働事件の続発を受け、全国の弁護士有志でつくる「外国人研修生問題弁護士連絡会」（事務局・名古屋市）が、「団体監理型」と呼ばれる受け入れ方式の廃止などを求める意見書を関係 6 省庁に提出した。不正行為を認定されたケースの大半で、この方式が採用されていた。政府は 09 年の通常国会への見直し法案の提出を閣議決定しており、抜本改正への議論が注目される。

方式は、主に大企業が単独で受け入れる「企業単独型」、商工会議所などが受け入れ、傘下企業や農家が研修・実習先となる「団体監理型」がある。監理型は 90 年に導入され、中小企業や農家の受け入れを可能にした。だが法務省入国管理局が 03 年～07 年に不正行為と認定した計 1,160 件のうち、監理型の受け入れ方式が 1,128 件（97%）だった。

不正が発覚した長崎県西海市や大分県由布市などの問題も同じ受け入れ方式。意見書は「（国際貢献などの）制度趣旨に沿った運営を目指すのであれば第一に廃止すべきである」と提言した。

意見書はほかに、多額の保証金などを徴収する中国の送り出し機関からの受け入れ禁止なども求めており、9 日に法務省や厚生労働省、内閣府などに提出した。

政府は 09 年通常国会までに▽1 年目の研修生から労働関係法令を適用▽法的に不明確な実習生の在留資格の整備などについての見直しを閣議決定している。

連絡会共同代表、小野寺信勝弁護士（熊本市）は「制度廃止を含めた抜本的な見直しをしなければ問題はなくなる」と指摘している。

（毎日新聞 2009 年 2 月 22 日）

<参考サイト>

- ・外国人研修生権利ネットワーク <http://k-kenri.net/>
- ・「外国人研修・技能実習制度の法改正に対する意見書」（2009 年 2 月 9 日）
<http://k-kenri.net/2009/090208ikensho.pdf>
- ・愛知県弁護士会の「外国人研修・技能実習制度の抜本的改正を求める意見書」（2009 年 1 月 22 日）
<http://www.aiben.jp/page/frombars/topics2/377gaikokuzin.html>